管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
110010	地域ブランド取得に係る商標登録取得団体の拡大	商標法第7条、第7条の2	団体商標の主体要件は、「一般社団法人その他の社団（法人格を有しないものの及び会社を除く。）若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除く。）又はこれらに相当する外国の法人」となっている。 地域団体商標の主体要件は、「事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付された、ないし困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。）又はこれに相当する外国の法人」となっている。	現行法で規定されている団体商標の登録について、一定の要件をみたしている場合には、観光協会による申請により、商標登録を可能とする。	事業概要 複数の企業からなる事業組合にかわり、観光協会による商標登録を申請可能とし、地域ブランドの保護を図るものとする。 現在、観光協会において認定制度を実施し、ブランド保護を実施するが強制力がない。そのため、認定制度並びにその地域ブランドをPRすることを主な業務とする観光協会による商標登録申請を可能とする。 提案理由 「佐世保バーガー」は、その人気により類似商品が表れており、地域ブランドの品質が低下する恐れがある。そこで、本特例措置により、類似商品の防止、品質保持に繋がる。	C	－	団体商標及び地域団体商標は、いずれも事業者を構成員に有する団体がその構成員に使用させる商標であり、商品又はサービスの出所が当該団体の構成員であることを明らかにするものである。 このため、登録される商標は団体が「その構成員に使用をさせる商標」であることが必要であり、商標の登録を受けることができる者については、素として商品の生産やサービスの提供等をする事業者と構成員に有する団体であることが当然に必要という理由から、第7条第1項又は第7条の2第1項において、明示的に主体要件が規定されている。 さらに、地域団体商標の主体要件については、組合等の設立根拠法に構成員の加入の自由が定められていることが要求されている。これは、地域団体商標の対象となる商標は、元々地域における商品の生産者やサービスの提供者等が広く使用を欲するものであり一事業者による独占に適さない事の理由から登録が認められなかったものであることから、当該商標の使用を欲する事業者が団体の構成員となって使用をする途が可能な限り妨げられないように措置されたものである。 これらの主体要件は、団体商標制度や地域団体商標制度の本来的性格に起因するものであるから、これらの要件を変更・緩和等することは適当ではない。	地域団体商標の主体要件については、組合等の設立根拠法に構成員の加入の自由が定められていることが要求されているが、それを理由として設立根拠法に定めのない他の法人を排除する理由如何。 定款で構成員の加入の自由が定められ且つ素として商品の生産やサービスの提供等を事業者を構成員に有する団体である場合は地域団体商標の主体要件として認める事は出来ないか。右提案主体の意見を踏まえ検討うえ回答されたい。	●（財）佐世保観光CV協会への加入・脱退については自由であり、現在、バーガー認定を受けている事業者は全て同協会の構成員である。 ●地域ブランドの低下について（財）佐世保観光CV協会では危惧し、勉強会を開催している。しかしながら、地域では、「佐世保バーガー」のブランドの低下や各店舗への影響が不明確である。 ●商標登録の問題や佐世保バーガーの模倣品の問題が発生している。 ●本市観光のイメージ低下を防止並びに品質保護のため、事業者側ではなくPRする側として地域ブランドの取得を必要と認識している。	C	－	地域の名称及び商品（役務）の名称等からなる商標は、本来、地域における商品の生産者や役務の提供者等が広く使用を欲するものであり、一事業者による独占に適さない等の理由から、全国的に著名となったものを除き登録が認められない商標法第三条第一項各号）。平成一七年の法改正により、このような商標が、一定の要件のもと地域団体商標として登録できることとなったが、地域の名称及び商品（役務）の名称等からなる商標が、本来、地域の生産者等が広く使用を欲するものであるという性質に鑑み、登録を認める にあたっては、商標の使用を欲する事業者が当該商標を使用することができる状態を確保しておく必要がある。 そこで、地域団体商標の権利主体は、団体の構成員資格を有する者の団体への加入の自由が法律上担保される法人であることを求めており、設立根拠法において構成員資格を有する者の加入を不当に制限してはならない旨の規定が置かれていることが必要不可欠である。 また、定款等で加入の自由を定めたとしても、根拠法で定めた場合のように、罰則等により加入の自由を担保することができないため、地域団体商標の権利主体として認めることはできない。	1 0 1 1 0 1 0	佐世保市	長崎県	経済産業省
110020	容器包装リサイクルルートを活用した容器包装以外のプラスチックの資源化	容器包装リサイクル法第6条の2 ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（第1条、第2条、第11～14条、第21～32条） ・容器包装廃棄物の分別収集に関する省令　第2条 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第6条の2	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「容器包装リサイクル法」という。）では、容器包装廃棄物について、消費者が分別排出したものを市町村が分別収集し、特定事業者（容器・包装の利用・製造事業者）が再商品化を行うことを規定している。実際には、ほとんどの特定事業者は、再商品化を指定法人に委託し、再商品化費用を支払っている。 容器包装リサイクル法の対象となる容器包装は、家庭から排出されるスチール缶、アルミ缶、ガラスびん、段ボール、紙パック、紙製容器包装、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の8種類となっており、このうち、スチール缶、アルミ缶、段ボール及び紙パックについては、事業者に再商品化義務は課されていない。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）の対象となっていないプラスチックを、プラスチック製容器包装とともに容器包装リサイクルルートで資源化できるようにする。	実施内容： 容器包装リサイクル法の対象となっていないプラスチックを、プラスチック製容器包装とあわせて収集する。 収集後、選別施設で他素材のもの等を除去し、容器包装以外のプラスチックも容器包装リサイクルルートで資源化する。 その際、容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担する。（再商品化手法について自治体の事情に配慮するよう務める。） 提案理由： 本市では、容器包装リサイクル法の完全施行にあわせ、平成12年度からプラスチック製容器包装のリサイクルを開始した（年間約3万t）。 リサイクルの成果としてプラスチックごみが半減した。この結果、廃棄物処理に伴うCO2排出量もほぼ半減した。 CO2排出量をさらに削減するため、容器包装以外のプラスチックについてもリサイクルしていきたい。 そのため、すぐれたシステムである「容器包装リサイクル」ルートを活用し、容器包装以外のプラスチックをリサイクルできるようにする。 このことにより、 ①市民は分別に迷う容器包装以外のプラスチック（クリーニングの袋、家庭で使用したラップ、CDのケースなど）をプラスチック製容器包装と同じ袋で出すことが可能となる。 市民が分別時に迷うことがなくなり、さらに、プラスチック製容器包装の回収率も向上させることができる。 ②「容器包装リサイクル」ルートを活用することにより、低炭素社会に向けたプラスチックのリサイクルを促進することが可能となる。 代替措置： 容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担する。	C	I	本提案は、容器包装以外のプラスチック製品の廃棄物について、容器包装リサイクル制度を利用して、プラスチック製の容器包装廃棄物と混合した状態で容器包装リサイクルルートを担う指定法人（（財）日本容器包装リサイクル協会。以下、「容リ協会」という。）に引き渡すというものである。 循環型社会形成推進基本法では、焼却・埋立よりもリサイクルを優先することとしており、本提案のように できる限りリサイクルに回したいとする考えは、同法の考えに合致し、加えて、量的拡大により、現行のプラスチックリサイクル制度の安定的実施に資するものであり、また、循環型社会の形成と低炭素社会の構築を進める点は、循環型社会形成推進基本計画において示す「循環型社会、低炭素社会、自然共生社会を統合した持続可能な社会に向けた展開」に資すると考え得るが、以下の点から特区としての対応は不可能である。 本提案では、容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担するということであるが、再商品化義務量の算定・費用負担については、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第11条～13条において厳格に規定されていることろであり、提案のようにプラスチック製容器包装と容器包装以外のプラスチックを混合した状態で指定法人に引き渡す場合、各々の割合を合理的方法により算出することが必要である。合理的方法で実施することが出来ない限り、特定事業者に対し、法の定める義務を上回る負担をさせる可能性があり、本提案は不適当である。 また、同じプラスチックであっても、容器包装のものとそうでないものでは組成が異なり、後者については一般に硬質プラスチックを多く含むとされるため、混合されたプラスチックについては、容リ協会が行うリサイクルにおいて優先的に取扱われる材料リサイクルでの取扱が困難であると考えられる。これは、「中央環境審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会及び産業構造審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会合同会合取りまとめ」（平成19年6月）において、「多様な再商品化手法のバランスの取れた組合せを確保しつつ」「材料リサイクル手法の質を高める」とされる政策の方向性に反する。 この前提として、平成18年の容器包装リサイクル法の改正では、質の高い分別収集を行った市町村に事業者が資金を拠出する仕組みが創設されている。これは、市町村が分別収集の質を向上させた場合、再商品化の処理コストの低減等により、当初想定していた再商品化に要する費用よりも、実際に再商品化に要した費用が下回ることとなるため、この下回った差額のうち、当該市町村の寄与分として算定された額を指定法人等が市町村に支払うというものであり、市町村が分別基準適合物の品質向上を行うことを、資金的インセンティブを付与して推進するものである。改正法の衆参両院の附帯決議においても、再商品化の質的向上が求められているところである。仮に、本提案により混合した状態で収集することに伴って、分別意識の希薄化に繋がるのであれば、本法が想定する分別基準適合物の品質の確保とその向上の流れに逆行するものであり、特区としての対応は不適当である。 さらに、本提案は、当面の対策として、過渡的に特区制度を活用し自治体負担によりリサイクルを行うとする一方、容器包装以外のプラスチックについても拡大生産者責任の徹底を求め、関係事業者にリサイクル費用の負担を課す方法を目指すべきとしている（添付資料「容器包装以外のプラスチック処理体計要件検討委員会報告書（容器包装以外のプラスチック処理のあり方について（報告））18頁）が、仮にこうした事業者費用負担について、中身を消費後に廃棄せざるを得ない容器包装以外の品目についても導入することを前提とした特区提案は、受け入れられないものである。 加えて、容器包装リサイクル法は、容器包装の利用・製造事業者である特定事業者に対し、その利用・製造する量に応じて再商品化義務を課すものであり（容器包装リサイクル法第11条～13条）、指定法人である容リ協会は、この特定事業者の義務を代行するものである（容器包装リサイクル法第14条、第21条～32条）。一方、上記の前提を超え、指定法人が法定業務として市町村から容器包装以外のプラスチックを引き取ることは、「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」（平成18年8月閣議決定）における「国以外の特定の法人に法令等で定められた国の事務・事業を実施させる仕組みの新設は抑制する」の趣旨に反することから適当でない。協会が法定業務以外の独自業務として実施するのであればこの限りではないが、特定事業者の負担分は、一切生じないこととなる。	右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答されたい。	①仮に方法による容器包装以外のプラスチック割合については、協会が毎年実施している「ベール品質調査」を活用すれば算出可能である。 ②家庭系プラスチックの多くがPEとPPであり、「材料リサイクルでの取扱が困難」とはいえない。 ③「分別向上への熱意」がえの提案であり、「分別意識の希薄化」につながるものではない。 ④本提案は、「事業者費用負担が現状を上回らないこと」を前提としている。「事業者費用負担について、容器包装以外の品目についても導入することを前提」としたものではない。 ⑤もう一歩踏み込んで、プラスチックリサイクルについて積極的な展望のご教示をお願いしたい。	C	I	○容器包装以外のプラスチックの割合の算出について 確かに、（財）日本容器包装リサイクル協会（以下「容リ協会」という。）では、市町村から容リ協会に引き渡されるプラスチック製容器包装ベールについてその品質の調査（以下「ベール品質調査」という。）を行っているところであるが、このベール品質調査は、市町村から引き渡されるベールが容器包装リサイクル法に基づき特定事業者が再商品化義務を負う特定分別基準適合物に該当するものか、容リ協会が定める「引き取り品質ガイドライン」に基づき調査するものであり、原則年に1回しか行われないこと、現在特定事業者が負う再商品化義務量の算定には、ベール品質調査の結果は使用していないことなどに鑑みても、これをもって直ちに特定事業者と市の負担割合を決するための調査として利用することは適切とは言えない。仮に調査頻度を増やして負担割合の算定に用いる場合であっても、特定事業者の再商品化義務量の算定が容器包装リサイクル法11条～13条において厳格に定められていることから、ベール品質調査が特定事業者の義務量を決することになることから、単なる運用ではなく法の根拠をもって行うことが必要になる。 ○リサイクルの高度化について 1次回答において述べたとおり、「中央環境審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会及び産業構造審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会合同会合取りまとめ」（平成19年6月）において、「多様な再商品化手法のバランスの取れた組合せを確保しつつ」「材料リサイクル手法の質を高める」とされており、また、改正容器包装リサイクル法の衆参両院の附帯決議においても、再商品化の質的向上が求められているところである。 提案主体からいただいた御意見は、家庭系プラスチックの多くがPEとPPであるというものであり、その参考資料として補足資料2「プラスチックの種類と使用比率」を提供いただいているが、補足資料2中の「廃プラスチックの総排出量・比率」のグラフは、家庭から排出される廃プラスチックのみなら ず産業廃棄物である廃プラスチックも含んだ組成割合を示したものであり、本特区提案が言う、家庭から排出される廃プラスチックであってプラスチック製容器包装に該当しないものについての組成割合を示したものではないことから、補足資料2のデータに基づいて、プラスチック製容器包装の廃棄物と家庭から排出される容器包装以外のプラスチックの組成割合に大差がなく材料リサイクルに支障がないと判断することは早計である。 実際、補足資料2によったとしても、再商品化に支障をきたす塩化ビニル（PVC）の成分が倍になるなど、分別基準適合物の品質の確保とその向上の流れに反することとなる。 ○容器包装リサイクル法における事業者負担について 本提案の添付資料として提出いただいた、提案主体が設置した検討会の報告書「容器包装以外のプラスチック処理検討委員会報告書（容器包装以外のプラスチック処理のあり方について（報告））」によれば、「容器包装以外のプラスチックも拡大生産者責任の徹底を」求めていく一方、「当面の対策」として「「構造改革特区」を活用し、特例として「容器包装リサイクルルート」の活用」を提案するものとしており、本提案が「容器包装以外のプラスチックも拡大生産者責任の徹底を」求めていく際の過渡的な措置であることが見て取れる。 ○容リ協会が独自業務として再商品化を行う場合について 御質問の点について、「協会が独自業務として実施するのであれば、特定事業者の負担分は、一切生じないこととなる」とは、現行法の下で容リ協会が独自業務としてベールを引き取る場合、容器包装以外のプラスチックと混合状態にあるプラスチック製容器包装は特定事業者が再商品化義務を負う特定分別基準適合物に該当しないことから、その再商品化に係る費用について、容器包装部分も含め一切負担することはないということを指す。	温室効果ガス国内排出権取引特区創設プロジェクト	1 0 2 5 0 1 0	名古屋市	**愛知県**	財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省
110030	温室効果ガス 広範な国内排出権取引の実施	－	現行法令上、地域的な排出量取引の導入を妨げる規制はない。	国内排出権取引に関して、当該特区においては実施障害の発生を避けるため、自主参加型にて行なう。既存排出量の基準となるキャップの割り当てを可能とし、温室効果ガスの国内取引の基準となる制度創設の代替的な試行実施特区とする。	京都議定書によって定められた、主要温室効果ガスの国内排出権取引を可能とする特区であり、自主参加型制度を採用する。 排出量取引の基本的取引方法に関しては、キャップアンドトレード方式を軸とし、欧州・米国で主流となりつつある取引方式を採用する。 提案理由 京都議定書採択時の議長国であったわが国において、諸外国での実施におけるCDM及びJIは容易且つ簡便な排出量の獲得方法であったことは否めないが提案者はこれは単なる負無後上国への押し付けにしか見えない。「特区」という特殊な環境下において、自主参加型の国内排出権取引を実施し、且つ堅牢な第三者認証が存在するのであれば、わが国の温室効果ガス対策の有用な一手となることは確実であろう。 代替的措置 本来であれば、一括に排出量の設定及びキャップの割り当てが為されるべきものではあるが、シカゴ気候取引所が採用している自主参加型及びマニフェスト（目標の設定と削減時の取引）といった、穏やかな国内排出権取引の実施が可能となり参加障壁を下げるという点において、又制度の普及という点において大きな措置として講ずることができようというものである。	E	－	現行法令上、地域的な排出量取引の導入を妨げる規制はない。 なお、現在、地球温暖化対策推進本部決定等に基づき、平成20年10月21日から「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」を開始したところ。			E	－		温室効果ガス国内排出権取引特区創設プロジェクト	1 0 5 2 0 1 0	福祉医療法人　桂仁会、株式会社Verifirm	東京都	経済産業省 環境省
110040	温室効果ガス排出権取引所の開設	－	現行法令上いわゆる排出権について取引を行う取引所の開設自体についての規制はない。	国内排出権取引の円滑化と対象温室効果ガスの流動性を高めるため、排出権取引所の設立を特区内において行う。併せて取引材料の特殊性を鑑み、法令の定める要件の緩和を行なうことで、開設時障壁を下げて、取引精度を高めることにつなげる。	排出権特区において、世界的に通用する気候（排出権）取引所の設立を企図するものである。 特区という特殊環境下において取引の実効性を高めることが出来ると共に、様々な金融商品との連携を図ることが出来るという点である。特区に於ける認証排出権の取引をメインとするため、通常、取引所の開設要件となる出資金の制度を暫定的なCO2量をベースとしてこれを以て出資とする。一種の現物出資を行なうことで取引の円滑化と発展を前提に置くことができるものと考える。 提案理由 諸外国においては既に排出権取引所の設立は完了しており、昨今ではその存在感を増しつつある。最終な第三者による認証と、事業上の開設要件の緩和によって、自主参加型制度下における排出権取引所の開設が早期に可能となるとともに、大きな障害となる開設要件の緩和がなされれば国益・国民の便益にも叶うものであると考える。 代替的措置 取引所開設にかかる出資金の取扱に関し、「現物出資」として埋蔵CO2量をこの担保とするとしているが、実際の取引の継続性及び円滑性を鑑み、当初開設段階においては、CO2をその本位として出資金と看做すことを提案するが、将来的（5～10年内）には、取引毎の管理費等の徴収によって、ベースとなる基金の積立を併せて行なうものとする。	E	－	現行法令上、いわゆる排出権について取引を行う取引所の開設自体についての規制はない。 なお、金融商品取引所が京都クレジット又はこれに類似するものの取引に関する市場を開設することについては、本年6月の改正金融商品取引法（本年12月12日施行）により可能となっている。			E	－		温室効果ガス国内排出権取引特区創設プロジェクト	1 0 5 2 0 2 0	福祉医療法人　桂仁会、株式会社Verifirm	東京都	金融庁 経済産業省 環境省